

平成23年6月21日
文化庁文化部宗務課
平成25年12月27日改訂
平成29年4月11日改訂
平成31年4月5日
文化庁宗務課改訂

指定寄附金制度に係る申請の手引
(包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合)

1 指定寄附金制度の概要

「指定寄附金」とは、「公益法人等が行う広く一般に募集する」寄附金であって、「教育又は科学の振興，文化の向上等の公益の増進に寄与する」ための支出で，緊急を要するものに充てられることが確実なものとして，財務大臣が期間及び募金総額を定めて指定したものである。この指定したものである寄附金をいいます。

指定寄附金でない一般的な寄附金の場合，原則的な税制上の取扱いは，個人の所得税については，何らの優遇措置はなく，企業等の法人税については，一定限度の寄附金が損金に算入できる（すなわち，必要な経費として認められる。）こととなっています。

これに対し，財務大臣が「指定寄附金」として指定した寄附金や国又は地方公共団体に対する寄附金などについては，次のとおり，寄附者は所得税又は法人税の優遇措置を受けることができます。このため，「指定寄附金」は，一般の寄附金に比べ募集が容易となります。

個人の場合・・・所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合・・・寄附金の全額を損金に算入できます。

2 今回の措置

通常の場合，宗教法人が募集する募金が指定寄附金として指定されるのは，その所有する国宝又は重要文化財保護のための修理，防災施設設置の費用に充てるものだけです。

しかし，東日本大震災は，未曾有（みぞう）の被害をもたらした。政府はこの復旧に全力を挙げて対処しておりますが，宗教法人等の公益法人の被害も甚大であるため，通常の場合と異なり，法人の自助努力による復旧にも限度があると考えられることから，特例措置として，被災した建物等の復旧のために行われる募金を「指定寄附金」の対象とすることとなりました。

なお，以下では，今回の東日本大震災に係る指定寄附金を「震災復旧寄附金」といい，その対象となる復旧事業を「原状回復事業」ということにします。

3 震災復旧寄附金制度の概要

ほとんどの宗教法人やその所轄庁にとって，指定寄附金を取り扱うのは初めての経験

です。したがって、以下の制度の仕組みをよく理解して、間違いのないようにしなければなりません。

(1) 特に注意しなければならない点

ア 震災復旧寄附金は、情報公開の対象となり、適正な管理が必要であること

イ 募金自体について、信者等への割当てがなされ、半強制的に行われているとい
うような批判がなされないようにすること

(2) 募金の主体

この「震災復旧寄附金」の募集を行うことのできるのは、東日本大震災により被災した建物等を所有する宗教法人又はそれを包括する宗教法人です。

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

包括宗教法人を通じて申請する場合、震災復旧寄附金は、包括宗教法人の名義で募集し、集めた寄附金を包括宗教法人が被包括宗教法人に対して配分することになります。

どちらを選択するかは包括宗教法人と相談の上で御判断下さい。

なお、本稿では、包括宗教法人を通じて申請する場合の具体的手続等を説明いたします。

(3) 対象施設

「震災復旧寄附金」の募集の対象となる施設は、宗教法人の所有していた（個人所有は不可）建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」といいます。）で、次の要件を全て満たしていると所轄庁が確認したものです。

ア 要件

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- ②東日本大震災により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

イ 建物等の説明

① 建物

土地の定着物であって、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、その目的とする用途に使用できるものをいいます。

建物として認められるものの具体例は、次のとおりです。

<神道系>

社殿、本殿、拝殿、祝詞殿、幣殿、覆殿、境内神社社殿、祖霊社社殿、神具庫、祭器庫、社務所、随神舎、参集殿、宝物殿、神楽殿、神社会館、祈祷殿、

神輿庫，授与所，御旅所，参籠所など

<仏教系>

本堂，客殿，庫裏，観音堂，薬師堂，僧堂，檀信徒会館，仏具庫，内陣，堂内荘厳，納骨堂，位牌堂，書院，教職舎，持仏堂，稻荷堂，土蔵，経蔵など

<キリスト教系>

礼拝堂，教会，牧師館，会堂，修道院，伝道所，小神学校，神学校，教職舎，信徒育成所，信徒修行所，記念館，会館，納骨堂，事務所など

<諸教系>

上に挙げたものに相当するもの

(注) 法人税法に規定する収益事業に該当し，専らその収益事業の用のみに供されていた建物は対象となりません。

また，収益事業と収益事業以外の用に併用していた建物等については，収益事業の用に供していた部分を除いたものが対象となります。

② その附属設備

暖冷房設備，照明設備，通風設備，昇降機その他建物に附属する設備のことをいいます。

③ 構築物

土地に定着する土木設備又は工作物をいいます。

構築物として認められるものの具体例は，次のとおりです。

<神道系>

手水社，絵馬堂，鳥居，玉垣，石碑，忠魂碑，透塀，寄付石碑，狛犬，灯籠，社号標，記念碑など

<仏教系>

鐘楼，山門，参道，土塀，太鼓楼，灯籠，地蔵，祠，石碑など

<キリスト教系>

塀，門扉，十字架など

<諸教系>

上に挙げたものに相当するもの

④ 土地

原状回復事業の一環として要する，敷地の盛土などの整地・土壌改良等は対象となります。

また，津波の被害等により，震災前の所有地での原状回復が困難な場合，移転先の土地取得費用も認められます。この場合は，①から③までの原状回復に必要な土地で，引き続き宗教活動又は公益事業を行うことができる場所であることが要件になります。ただし，震災以前にはなかった建物等を移転先で新規に建てる費用などは認められません。

⑤ その他固定資産

宗教法人が所有している固定資産であり、随神像、仏具・仏像、信者の送迎用のマイクロバス等が対象となります。動産であるので、当該固定資産が実在している（又は実在していた）こと、及び震災により被災したことが証明できることが必要となります。

なお、建物等については、宗教法人ごとにその特性によって対象とするかどうかを判断する必要があると考えておりますので、個別に所轄庁に御相談いただく必要があります。

(4) 震災復旧寄附金の募集の対象となる復旧費用

(3)の対象施設を原状回復するために必要な事業費が募集対象限度額となりますが、震災復旧寄附金の目標額（寄附限度額）は、この額の範囲内で、原状回復にかかる総事業費から自己資金、借入金、補助金を差し引いたものとなります。自己資金には、地震保険等に参加していた際に支払われる保険金や、敷地を移転する際に移転前の土地を売却した代金などを含みます。

また、銀行等からの借入金について震災復旧寄附金で返済することは認められません。

なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入をした資金等のことであり、原状回復事業を行うため一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。

具体的には、借入金の趣旨等により判断されます。

(5) 募集開始の申請

包括宗教法人が被包括宗教法人をまとめて震災復旧寄附金の募集をしようとするときは、まず被包括宗教法人が「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の副申申請について」（様式1`）により、所轄庁に副申書の交付申請をします（詳細は、後述の4（2）を参照）。

所轄庁は、被包括宗教法人の申請内容を精査して、内容が妥当であると判断した場合は、被包括宗教法人に対して、文部科学大臣宛ての「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の副申書」（様式6`）を交付してください。

被包括宗教法人は、所轄庁から副申書の交付を受けたら、申請書類一式にこれを添えて包括宗教法人に提出します。

包括宗教法人は、被包括宗教法人の申請書類一式（副申書等を含む。）を取りまとめ、一括して「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について」（様式1）により、当該包括宗教法人の所轄庁（文部科学大臣所轄の法人であれば、文部科学大

臣)に確認申請します。

所轄庁は、包括宗教法人の申請内容を精査して、内容が妥当であると判断した場合は、「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認書」(様式6)を包括宗教法人に交付します(詳細は、後述の4(3)を参照)。

確認期限は、平成32年3月31日までですので、余裕を持って申請してください。

なお、所轄庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成32年4月1日から平成34年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期間として定めることができます。この確認を受ける期間として所轄庁が定める日は、例えば当該所在地において1年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間とする平成32年3月31日から1年間延長した平成33年3月31日となります。

原状回復事業実施に関連する法令をあらかじめ調べていただいて、申請に時間を要する場合は事前に所轄庁に御相談下さい。

(6) 募集期間

震災復旧寄附金の募集を行うことができる期間は、包括宗教法人の所轄庁が募集開始について確認をした日の翌日から3年以内で、募集要綱で定める日までです。

なお、この期間は募金を集める期間ですので、必ずしもこの期間内に原状回復事業や、その費用の支払いを終えなければならないというものではありません。

4 震災復旧寄附金の募集のための手続等

(1) 事前準備

ア 前記3の(3)対象施設の「要件」に該当する建物等の調査・検討

イ 震災復旧寄附金の募集をする必要性(財政状況等から、募金によらなければ復旧が困難かどうか)の調査・検討

ウ この段階で、被包括宗教法人は、包括宗教法人と十分に調整をした上で、所轄庁と事前の打合せを行う。

エ 内部で次の①から④までについて意思決定

① 震災復旧寄附金の募集を行うこと

② 「原状回復事業」のための特別会計を設定し、金融機関に一の口座を開設すること。被包括宗教法人は、包括宗教法人から配分された寄附金をこの口座で管理することになります。原状回復事業に関する収入及び支出をこの口座以外で取り扱うことは認められませんので、注意してください。

③ 募金方法

指定寄附金は広く一般に募集するものなので、ごく少数の特定された寄附者を対象とすることを想定した募金方法は認められませんので、注意してください。

包括宗教法人が全国の教務所、出張所等の出先機関を通して行う場合などは、特に募金の方法を周知徹底しておく必要があります。

④ 募金の配分方法

包括宗教法人から被包括宗教法人への配分方法は、原則として比例配分によることとし、比例配分によらない場合には、具体的な配分方法を募金配分計画書に記載してください。

なお、包括宗教法人は、被包括宗教法人の募集目標額を超えて、当該被包括宗教法人に募金を配分することはできません。

(2) 被包括宗教法人による募金開始の副申申請

被包括宗教法人が自ら募集せず、包括宗教法人によって一括で募集する場合には、大きく分けて、まず、被包括宗教法人が所轄庁に対して募金開始の副申申請を行い、次に、所轄庁から交付された副申書を包括宗教法人に提出し、最後に、これを取りまとめた包括宗教法人が所轄庁に対して確認申請するという流れになります。

包括宗教法人の所轄庁による確認の期限は、原則として平成32年3月31日ですので、被包括宗教法人は、包括宗教法人と十分調整の上、余裕をもって副申申請をする必要があります。

募金開始の副申申請は、次の様式1`と様式3`から様式5`までの書類を作成し、後に掲げる「添付書類」を添えて、所轄庁に提出することにより行います。

様式1`「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認に係る副申申請について」

様式3`「寄附金に係る事業及び資金概況書（副申申請）」

様式4`「建物等の概要」

様式5`「公共・公益法人等の概要」

ア 様式1`の記載上の注意

- ・都道府県所轄の被包括宗教法人は、知事宛てに提出することになります。文部科学省所轄の被包括宗教法人は、文部科学大臣宛てに提出することになります。

イ 様式3`の記載上の注意

- ・③原状回復費については、様式4`⑩の合計額と募集経費の合計額を記載してください。
- ・⑥募集方法については、包括宗教法人が一括して募集する旨を記載してください。
- ・⑦の（）書きには、原状回復対象となる施設の名称を記載してください。
- ・⑧の原状回復事業の概要については、具体的な施設の名称を種類ごとに記載してください。募集経費については、包括宗教法人から配分された額を記入してください。
- ・原状回復費には、様式4`⑩の種類別事業費を記載してください。原状回復費の合計は③と一致します。
(内 募集対象限度)には様式4`⑪の種類別費用を記載してください。

- ・事業費の内訳（資金計画）中の「自己資金」には包括宗教法人等からの復旧費用に充てるための援助金を含み（ただし、指定寄付金制度により集めた募金の分配は含まれない）、「補助金」とは、国又は地方公共団体等からの公的な補助金を指します。

また、銀行等からの借入金について寄附金で返済することは認められません。

なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入をした資金等のことであり、一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。

- ・震災復旧寄附金の合計額は、④と同じとし、（内 募集対象限度）の合計額以下としなければなりません。

ウ 様式4`の記載上の注意

- ・③については、全壊した施設の現状復旧を行う場合は、取得予定年月日又は建築予定年月日を記載してください。

被災建物等の取得又は建築年月日が記録にない場合は「不明」と記載してください。

- ・④については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、それぞれ使用目的を具体的に記載してください。
- ・⑤については、建物の総面積を登記簿謄本、財産目録、仕様書、設計図面などで確認して記載してください。

また、施設規模を総面積以外で算出することがより妥当な場合（付属施設を全長、重量等で記載する）は（）内に尺度を記載するとともに、各欄に数値を記載してください。

- ・⑦については、被災建物等の非収益事業部分と原状回復建物等を比較して機能や構造で変化がある場合はその内容を具体的に記載してください。
- ・⑧については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、合理的な基準（面積比や利用時間比などで按分する）により非収益事業の用に供している割合を記載してください。
- ・⑨については、被災建物等に比べて原状回復建物等が大幅に拡張・付加されている場合のみ記載してください。記載する数値は、
⑥の原状回復建物等 ÷ 被災建物等 - 1 = 超過割合
となります。
- ・⑩の計算式に基づいて算出される額が指定寄附金の募集対象限度額となります。

エ 様式5`の記載上の注意

- ・②については、登記簿上の主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・③については、宗教法人と記載してください。
- ・④については、設立の認証を受けた日を記載してください。
- ・⑦について、書類が無くなった又は作成していない場合は、所轄庁に相談してください。

オ 様式3`から様式5`までの全てについて

- ・建物等に国又は地方公共団体が指定した文化財が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。
- ・建物等に宗教法人立の幼稚園、各種学校等が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。

カ 添付書類

- ・申請年度の収支予算書、前年度及び前々年度の収支計算書
(収支予算書が作成されていない場合は、過去3年間の収支計算書。被災により消失している場合には、代替書類)
- ・建物等が東日本大震災により滅失又は損壊をしたことを証明する書類
(罹災証明書など。罹災証明書だけで被害状況が不明瞭な場合は、追加資料を添付してください。)
- ・募集の対象となる復旧費用算定の基礎となる見積書等の資料(工事請負契約書、工事見積書の写し又は土地取得の売買契約書など)

(3) 包括宗教法人による募金開始の申請

被包括宗教法人は、所轄庁から副申書を交付されたら、これに申請書類一式を添えて、包括宗教法人に提出します。

そして、包括宗教法人は、被包括宗教法人の副申書及び申請書類一式を取りまとめ、次の様式1から様式5までの書類を作成し、後に掲げる「添付書類」を添えて所轄庁に確認書の交付申請をします。

なお、取りまとめる被包括宗教法人の数が多いなどの事情がある場合は、当該包括宗教法人は複数回に区分して申請をすることができます。その際には、1計画ごとに新たに募金受入口座を開設してください。

確認の期限は、平成31年3月31日までです。

なお、確認まで所轄庁で審査期間を要しますので、事前に所轄庁へ相談の上、余裕を持って申請してください。ただし、法令等の制限で期限までに確認を受けられない場合は、確認期限の延長が可能なので、その旨も併せて所轄庁へ御相談下さい。

様式1「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について」

様式2「東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱」

様式3「寄附金に係る事業及び資金概況書(確認申請)」

様式4「建物等の概要」

様式5「公共・公益法人等の概要」

ア 様式1の記載上の注意

- ・都道府県知事所轄の包括宗教法人は、知事宛てに提出することになります。文部科学大臣所轄の宗教法人は、文部科学大臣宛てに提出することになります。

イ 様式2の記載上の注意

- ・募集目標額は、被包括宗教法人の募集目標額を合計したものに募集に要する経費を加えた金額としてください。
- ・募集要綱は必ず公開対象としなければなりません。
- ・寄附金の受入れ状況については毎月公表することとし、原状回復事業の進捗状況については、各被包括宗教法人の原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）を適宜取りまとめ、公表することとしてください。公表手段としては、インターネットの利用その他適切な手段によることとしてください。
- ・被包括宗教法人においても、寄附金の配分実績を毎月公表することとし、原状回復事業及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）についても、適宜公表することとしてください。公表手段としては、インターネットの利用その他適切な手段によることとしてください。
- ・経費支出に係る証拠書類（領収書等）は、被包括宗教法人において5年以上保存し、寄附者等外部から開示請求があった際は、公開できない正当な理由がある場合を除いて公開する旨を記載してください。
- ・募集に要する経費（パンフレット印刷代、広告掲載料等）を寄附金により賄う場合は8. を記載する必要があります。
- ・なお、募集経費には、募集のために直接必要な印刷費、旅費等が該当し、寄附金の中から充当することができますが、震災復旧寄附金の趣旨に鑑み、極力その額を抑えることが望まれます。したがって、その金額は事業規模、事業比率などを勘案して合理的な範囲内としてください。
- ・また、募集経費は所要額の積み上げにより算出すべきであり、募集総額の按分計算は認められません。ただし、募集に要する経費を包括宗教法人及び被包括宗教法人が分担することは認められます。

ウ 様式3の記載上の注意

- ・各被包括宗教法人の合計額を記入し、内訳として被包括宗教法人から提出された寄附金に係る事業及び資金概況書を援用する旨を記載してください。

エ 様式4の記載上の注意

- ・被包括宗教法人の建物等の概要を援用する旨を記載してください。

オ 様式5の記載上の注意

- ・(2)エと同じ。

カ 様式3から様式5までの全てについて

- ・(2)オと同じ。

キ 添付書類

- ・申請年度の収支予算書，前年度及び前々年度の収支計算書
（収支予算書が作成されていない場合は，過去3年間の収支計算書。被災により消失している場合には，代替書類）
- ・被包括宗教法人に係る副申書及び申請書類一式
- ・被包括宗教法人への募金配分計画書

(4) 包括宗教法人による募集の開始

所轄庁は，提出書類を確認して，申請内容が妥当であると判断した場合は，申請内容を確認した旨の確認書（様式6）を交付します。震災復旧寄附金の募集は，所轄庁が確認をした日の翌日から開始することができます。

なお，所轄庁から確認を受けたら，募集要綱をホームページ等で公開してください。

(5) 震災復旧寄附金受領の取扱い

ア 包括宗教法人は，寄附者から寄附を受けた場合には，寄附者に確認書の写しと寄附受領書（様式7）を交付して下さい。また，受領書は，複写式にするなどして，必ず「控え」（写し）を取っておいてください。

イ 包括宗教法人は，所轄庁へ提出した配分計画どおり被包括宗教法人へ寄附金を配分します。

ウ 所轄庁が確認した募金計画の寄附金募集目標額（寄附限度額）を超えて受け入れた寄附金については，寄附金控除等の対象とはなりませんので，寄附金の受入れ額は，厳格に管理しなければなりません。特に，寄附金の目標額（寄附限度額）に近づいてきたときは，一旦募金を打ち切り，申込者の調整を行うなど，慎重に募金を行ってください。

(6) 情報公開

被包括宗教法人は，原状回復事業が終了するまで，極力1月ごとに包括宗教法人からの寄附金配分実績並びに1年ごとの原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目，支出先及び金額）について，その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するものとしてください。ホームページを備えていない被包括宗教法人においても，公告方法に準じた形式で公表するほか，機関紙に実施状況等を掲載し，寄附者からの問い合わせに応じるなどして，適切に対応することとしてください。

包括宗教法人は，極力1月ごとの寄附金の募集実績の経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するとともに，被包括宗教法人の原状回復事業実績及び支出実績を適宜取りまとめ，その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するものとしてください。

(7) 原状回復事業・募金計画の変更

所轄庁が変更についてやむを得ないと認めたときに限り、計画の変更ができます。

被包括宗教法人が包括宗教法人を通じて震災復旧寄附金を募集している場合、包括宗教法人を経由して申請する必要がありますので、包括宗教法人と十分に調整の上、事前に所轄庁に相談をしてください。

(8) 報告

募金開始後は、次のアからエまでの報告を所轄庁にする必要があります。

これらの報告については、まず、被包括宗教法人が所轄庁に対して報告をします。

所轄庁は、報告を受けたら、被包括宗教法人に対し、通知書（様式16）を交付します。

次に、被包括宗教法人は、当該通知書に報告書類一式を添えて包括宗教法人に提出します。

そして、包括宗教法人は、被包括宗教法人に係る通知書及び報告書類一式を取りまとめ、所轄庁に提出します。

なお、包括宗教法人と被包括宗教法人の会計年度が一致しない場合においては、包括宗教法人の会計年度に合わせて所轄庁に報告書類等を提出するなど、適宜工夫してください。

ア 年次報告

募金中、募金主体の会計年度終了後4月以内に報告する。ただし、会計年度の終了と同時に原状回復事業が完了した場合には、この取扱いに替えて下記エにより報告する。

様式8「震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）」

様式9「寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）」

様式10「寄附金実績一覧表」

添付資料

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあっては、様式8`及び様式9`を提出する。様式10は不要です。

イ 募集終了報告

寄附金の目標額（寄附金限度額）に達した場合又は募集期間終了後1月以内に報告する。

様式11「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）」

様式12「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告）」

様式10「寄附金実績一覧表」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書

- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあつては、様式11`及び様式12`を提出します。様式10は不要です。

ウ 募集終了後事業報告

募集終了後、原状回復事業が終了するまで、募金主体の毎会計年度終了後4月以内に報告する。ただし、会計年度の終了と同時に原状回復事業が完了した場合には、この取扱いに替えて下記エにより報告する。

様式13「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）」

様式12「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあつては、様式13`及び様式12`を提出します。

エ 完了報告

原状回復事業終了後1月以内に報告する。

様式14「震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）」

様式15「寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）」

様式4「建物等の概要」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

※ 被包括宗教法人にあつては、様式14`、様式15`及び様式4`を提出します。

いずれもホームページ等への掲示その他適切な方法で公表してください。